

「犯罪被害者の現状と支援」

長野犯罪被害者支援センター副理事長 酒井 宏幸

第1 犯罪による被害

1 身体的財産的被害

- 家族を失う
- 生活の基盤を失う（夢や希望も失う）
- 転居費用
- 転職による減収
- 病院費用・葬儀費用等

2 精神的被害

第1次被害 犯罪行為から直接受けるもの

- ・事件による恐怖心
- ・自信喪失・自責の念
- ・社会に対する信頼喪失（再度被害にあうのではないかという恐怖心等）

第2次被害 犯罪に起因し捜査関係者あるいは身近なものの態度によって受ける精神的被害

- ・法廷での執拗な尋問
- ・マスコミによる取材
- ・誤った報道
- ・関係者の冷たい態度
- ・周囲の方々による心ない言葉

第3次被害 被害直後の精神状態が悪化し、非社会的存在となっていく状況

- ・引きこもり
- ・家庭崩壊

第2 被害者に関する支援

1 経済的支援 犯給法制定（昭和55年） 見舞金の支給

2 総合的支援の開始 第1期

- ・民間による被害者支援（平成3年）
- ・裁判等の過程における配慮
 - 被害者通知制度
 - 被害者支援員制度
 - ビデオリンク
 - 意見陳述
 - 優先傍聴
 - 公判記録の閲覧
 - 刑事和解
- ・早期援助団体指定制度（犯給法13年改正）

3 総合的支援 第2期

・犯罪被害者等基本法制定（平成16年）

犯罪被害者等基本計画策定

権利性の原則 「全ての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を補償される権利を有する（法第3条第1項）」

適応性の原則 「犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする（第3条第2項）」

継続性の原則 「犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする（第3条第3項）」

総合性の原則 「国は、前条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する（第4条）」

・新たな258の施策

刑事手続きにおける権利の拡張

被害者参加制度の創設

損害賠償命令制度の創設

国選被害者参加人弁護士制度の創設

被害者への補償制度の拡充

自治体総合窓口の設置

日本司法支援センターでの取り扱い

精通弁護士の紹介

犯罪被害者法律援助制度

国選被害者参加人弁護士制度

被害者週間の設置（11月25日から12月1日）

4 民間被害者支援団体の拡充

全国都道府県に設置

ボランティア団体として 相談・生活支援・刑事手続きへの支援・緊急経済的援助